



ご自身で準備した

住宅用火災警報器の

取付け・取替えを支援します



住宅用火災警報器を天井等に取付けをすることが困難な高齢者や身体障がい者世帯で、取付け・取替えを希望する世帯に対して、消防職員が自宅へ訪問して住宅用火災警報器の取付け・取替えを無償で支援します。

支援対象者

申請日の時点で、伊達市・洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町に住民登録を有し、現に管内に建築された住宅に居住している方で、次のいずれかに該当する世帯。

- 1 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯
- 3 自ら住宅用火災警報器を設置することが困難であると認める世帯

※ 公営住宅やサービス付き高齢者向け住宅等に居住している方は対象外です。

支援条件等

- 1 賃貸住宅（共同住宅、借家等）に居住されている場合は、事前に所有者等の承諾が必要です。
- 2 取付けを希望する住宅用火災警報器をご自身で事前に準備してください。
※ 設置が義務付けられているのは「煙式」ですので、購入の際はご注意ください。
※ 賃貸住宅に居住されている場合は、事前に所有者等と費用負担について協議をしてください。
- 3 取付けに必要なネジ等の部品を併せて用意してください。
- 4 電気配線等の工事が必要なものの取付けは行いません。
- 5 消防職員が取付け場所を確認後、支援に係る「承諾書」を提出いただきます。
- 6 取付けの際には立会い（代理人可）が必要です。
- 7 取付け時間は、平日の9時30分から16時30分までです。

申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請先へ持参するかFAX・電子メールにより申請してください。代理人による申請も可能です。

取付けを希望される方は、まずは事前に問い合わせ先までご連絡をお願いします。

申請・お問い合わせ先

西胆振行政事務組合消防本部

- ・ 伊達消防署予防課予防係（伊達市松ヶ枝町13-1 ☎23-8119）
- ・ 洞爺湖支署予防係（洞爺湖町栄町58 ☎76-2119）
- ・ 豊浦支署予防係（豊浦町字旭町44-69 ☎83-2119）
- ・ 壮瞥支署予防係（壮瞥町字滝之町384-1 ☎66-2119）

詳細はこちら↓



半年に1回は作動点検！ 10年を目安に交換を！